

安全性向上に資する新型燃料の既存軽水炉への導入に向けた
技術基盤整備の業務に係る労働者派遣契約

仕様書

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
軽水炉工学研究センター 燃料・材料研究グループ

1. 目的

本仕様書は、日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）において資源エネルギー庁より受託した令和 8 年度原子力の安全性向上に資する技術開発事業（安全性向上に資する新型燃料の既存軽水炉への導入に向けた技術基盤整備）での、材料試験業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

2. 業務内容

- (1) 高温水蒸気酸化試験装置の運転管理及び試験後試料の分析業務（試料の埋め込み、切断、研磨及び装置付属機器の取扱、整備、保守管理、安全性確保に関する知識・技術力を必要とする業務）【派遣労働者Ⅰ】
 - ① 試験準備及び実施に係る補助作業（放射線管理区域含む）
 - ② 酸化生成ガス分析に係る作業
 - ③ 試験実施に必要な設備・装置の運転、保守点検及び安全衛生管理に係る補助作業（放射線管理区域含む）
 - ④ 試験後試料の微細組織観察作業
 - ⑤ 試験後試料の皮膜厚さ測定作業
 - ⑥ 試験後試料のラマン分光測定作業
 - ⑦ 試験後試料の X 線回折測定補助作業（放射線管理区域含む）
 - ⑧ パイプ状試験片内部に圧力をかけた状態での高温加熱試験作業
- (2) 腐食挙動及び熱時効挙動評価に係る試験装置の運転管理、試験後試料の分析業務【派遣労働者Ⅱ】
 - ① 腐食試験、熱時効試験の準備及び実施に係る補助作業（放射線管理区域含む）
 - ② 試験実施に必要な設備・装置の運転、保守点検及び安全衛生管理に係る補助作業（放射線管理区域含む）
 - ③ 試験後試料の微細組織観察作業
 - ④ 試験後試料の皮膜厚さ測定作業
 - ⑤ 試験後試料のラマン分光測定作業
 - ⑥ 試験後試料の微細硬さ測定作業
 - ⑦ 試験後試料の X 線回折測定補助作業（放射線管理区域含む）
- (3) 一般施設、照射施設、及び加速器施設における腐食試験に係る業務【派遣労働者Ⅲ】
 - ① 試験溶液の分析（過酸化水素、及び塩化物イオン濃度）・調製作業
 - ② 腐食試験片の切断・研磨・重量測定作業
 - ③ 腐食試験および電気化学測定作業
 - ④ 腐食試験後の試験片表面、及び断面観察作業
 - ⑤ 腐食試験後の試験片表面の化学分析業務
 - ⑥ 試験データの評価・整理・報告書等の書類作成・管理作業に係る業務
 - ⑦ 試験実施に必要な要領書、及び手順書等の作成作業並びに関係課室との連絡調整
 - ⑧ 試験実施に必要な設備・装置の運転、保守点検、及び安全衛生管理に係る業務
- (4) 研究成果報告書の整理、編集業務【派遣労働者Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ】
 - ① 研究成果報告書の原稿等のフォーマット調整、校閲、確認作業
 - ② 研究成果報告書の原稿等の内容の調整作業並びに執筆者等との調整作業
 - ③ 研究成果報告書の原稿等の内容校正作業
- (5) 新型燃料技術開発事業に係る事務管理業務【派遣労働者Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ】
 - ① プロジェクトの進捗管理、工程管理表の作成、日々の更新
 - ② 試験実施の安全衛生管理に係る書類作成、事務作業
 - ③ 関連会出席者・会場・日程の調整、準備、連絡、議事録の作成、確定
 - ④ 関連会議情報の E メールソフトを用いた収集、発信、対応作業

- ⑤ 事業に係る契約書等の確認、課題の抽出
- ⑥ 事業に係る経理書類の作成、とりまとめ
- ⑦ 事業に係る資源エネルギー庁等への提出書類の作成、とりまとめ
- ⑧ 事業の額の確定検査のための資料作成等の業務の補助

(6) 受託資産・消耗品の管理業務【派遣労働者Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ】

3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件等については、以下に掲げるものとする。

(1) 技術的要件

【派遣労働者Ⅰ、Ⅱ】

- ・ 走査型電子顕微鏡および元素分析を用いた微細組織観察の経験を有していること。
- ・ X線回折測定 of 経験を有していること。
- ・ 高圧ガス作業の経験を1年以上有していること。
- ・ 赤外線イメージ炉の取り扱い経験を有すること。
- ・ 高周波加熱装置の取り扱い経験を有すること。
- ・ 有機溶剤作業の経験を1年以上有していること。
- ・ ビッカース硬度測定 of 経験を有すること。
- ・ ナノインデントを使用した微小領域の硬さ測定経験を有すること。
- ・ 技術開発事業における管理、工程管理、予算管理もしくは類似する経験を有すること。
- ・ 技術報告書作成 of 経験を有すること。
- ・ 会議情報、成果報告書等の電子ファイルをグループ共有サーバーに保管・管理できる基礎的なオペレーションができること。(ITパスポートの資格等を有すること)
- ・ 放射線管理区域内での作業経験を有し、放射線業務従事者の指定を受けられること。
- ・ クレーン運転士、玉掛けの資格を有していること。
- ・ 低圧電気取扱業務 of 資格を有していること。

【派遣労働者Ⅲ】

- ・ 業務に必要な各種アプリケーションソフト操作 of 経験を有していること。
- ・ 高圧ガス作業 of 経験を1年以上有していること。
- ・ 有機溶剤作業 of 経験を1年以上有していること。
- ・ 吸光光度計による溶液の塩化物イオン濃度分析 of 経験を1年以上有していること。
- ・ 精密切断機および研磨機による金属片の加工及び表面処理作業 of 経験を1年以上有していること。
- ・ 塩酸を用いた金属酸化物の除去作業に関する経験を1年以上有していること。
- ・ 二次電子走査型電子顕微鏡および元素分析を用いた微細組織観察 of 経験を1年以上有していること。
- ・ 上記の業務を効果的に遂行するための以下の資格を保有していること。
 - ・ 危険物取扱者乙種1～6類
 - ・ 第一種衛生管理者
 - ・ 第一種作業環境測定士1～5号
 - ・ 毒劇物取扱責任者
 - ・ 管理区域内作業 of 経験を有していること。

(2) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

- ・ 職務上の問題点を複数の専門的知識に照らして、分析し、いろいろな視点から新しい考え方やより良い方法を求め、問題解決の手段・方法を具体化した上で、正確に作業を遂行できる。
- ・ 関係者のメール等のやり取り等から次に必要な作業を主体的に判断し、提案できる。

- ・事業に係る専門用語を自ら調べ、理解することができる。
- ・指示された作業の内容を把握し、作業計画を策定することができる。

(3) 派遣労働者の条件

- ・「無期雇用派遣労働者に限定する」

(4) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

- ・役職なし。

4. 組織単位

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 軽水炉工学研究センター 燃料・材料研究グループ

5. 就業場所

(住所) 茨城県那珂郡東海村大字白方2番地4

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 軽水炉工学研究センター 燃料・材料研究グループ

TEL：029-282-5306

その他、指揮命令者と事前に協議して定めた場所

6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 軽水炉工学研究センター 燃料・材料研究グループリーダー

TEL：029-282-6212

7. 派遣期間

令和8年8月1日から令和9年3月31日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、機構創立記念日（10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間9時から17時30分まで

(2) 休憩時間12時から13時まで

当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。

なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構 人材開発部 職員

11. 派遣人員

3名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類(部数：次の提出先に各1部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」)
 - (1) 労働者派遣事業許可証(写)(契約後)
 - (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書(写)(契約後及び変更の都度速やかに)
 - (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号(契約後及び変更の都度速やかに)
 - (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書(契約後及び変更の都度速やかに)
 - (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類(契約後及び変更の都度速やかに) ※届出日付又は取得日付を含む。
 - (6) その他必要となる書類

14. グリーン購入法の推進
 - (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。
 - (2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 特記事項
 - (1) 当機構の業務の都合により出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。
 - (2) 関連会議情報、研究成果報告書には未公表の学術情報等が含まれている。派遣労働者は、本業務に従事することにより知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。

以上